主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人南出一雄の上告趣意(後記)は、事実誤認の主張に帰し刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月二二日

最高裁判所第一小法廷

<b></b> 裁判長裁	判官	沢	田	竹	台	郎
裁	判官	真	野			毅
裁	判官	斎	藤	悠		輔
裁	判官	岩	松	Ξ		郎